

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月12日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含 む。）	巡 査	小 計		
警 察 本 部	70	123	749	188	1,130	443	1,573
警 察 学 校	1	2	16		19	3	22
警 察 署	60	157	1,639	987	2,843	144	2,987
初 任 科 生				132	132		132
合 計	131	282	2,404	1,307	4,124	590	4,714

附 則

この規則は、公布の日から施行する。